

## アドレス登録がなくても 震災時の安否確認はできた

### 組合員のみなさん

とても蒸し暑さが我慢できないなかの業務、お疲れさまです。

第 1 2 回定期分会大会で、意見と質問として「社員安否確認方法の見直しについて」がありました。J R 東海労の考え方は大会で説明しましたが、本部は会社からの説明後、不明点などの解明申し入れをしていましたが、会社から 8 月 2 日にその回答がありました。

しかし会社は、申し入れに対する回答はしましたが、あくまでも会社からの説明事項であることを理由に交渉の意思がないことが明らかになりました。したがって、この「社員安否確認方法の見直しについて」は、あくまでも会社として社員に協力を求めるということであり、携帯メールアドレスの登録を強制するものでないことが確認されました。

会社からの説明以降、職場では掲示等による「見直し」の理由や協力要請がありませんので個別に要請があると思われませんが、組合員自らの意思で登録を断ることが出来ます。その場合に、強制あるいは強要と思われるようなことがあったときは直ちに役員までお知らせください。

### 組合員のみなさん 国労・ユニオン組合員のみなさん

会社は、東日本大震災時の社員の安否確認での課題として、① 音声通話が困難、② 本来業務を優先する中、職場での安否確認が難しかった、③ 休日が続く者に対する連絡が取りづらかった、を挙げています。

勝手な「課題」を挙げていますが、皆さんは運輸所とどのように連絡をし、どのように職場にたどり着きましたか。自主的に当直に連絡し、あらゆる手段を駆使して 4 時間も 5 時間もかけて職場に着くという「公共交通を担う当社の社会的意義を自覚し」て「基本」を守ったはずです。

登録がなくても一人ひとりの自覚した行動で安否確認が出来たのにもかかわらず「全社員のメールアドレスを登録」とは、社員のことよりも「安定輸送」という会社の都合だけとしか言いようがありません。

遠慮することはありません しっかり 自分の意思を表しましょう